令和８年度

いじめ防止対策基本方針

諏訪市立諏訪南中学校

目次

１　はじめに

防止対策策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
いじめの背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　いじめ対策の基本的考え方

基本的考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
いじめ防止に対する組織的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　防止のための具体的対策

土壌としての学校・学級づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
生徒を主体としたいじめ防止活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
いじめの早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
校内の相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
学校と家庭、地域、関係機関、関係団体との連携・・・・・・７

４　いじめ事案発生の際の対処

「いじめは絶対に許さないという姿勢」の周知・・・・・・・・８
いじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
いじめ問題対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
ネット掲示板等のいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

５　いじめ問題収束後の対処

継続的な生徒支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
対応の評価と計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３

1　はじめに

（1）防止対策制定の背景

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。また、生徒の集団の中にいじめがあるということは、いじめを受けた生徒だけの問題ではなく、いじめを行った生徒、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見てみぬふりをしたりした生徒を含むすべての生徒の心身の健全な発達の大きな妨げとなる。

そのため、いじめ問題への取り組みは、すべての生徒を対象に、それを取り巻く学校のすべての教職員、保護者、地域の皆さんが自らの問題として切実に受け止め、一枚岩となって徹底して取り組むべき重要な課題と考える。

本校では、平成 25 年に制定された「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）」さらには、長野県・諏訪市の基本方針を受けて、ここに「いじめ防止対策基本方針」を制定し、即座に計画に基づいた対策を講じていく旨決定した。折しも、諏訪市では、「子どもの心の変化を見逃さないためのメッセージといじめチェックリスト活用のお願い」を保護者向けに、「いじめをなくすために皆様のお力をお貸しください～子どもの心の変化を見逃さないためのメッセージ～」（平成 24 年 9 月 10 日）を地域の住民に発信し、また、諏訪市四中学校生徒会が中心になって「諏訪市中学生未来創造宣言」（平成 24 年 12 月 7 日）をつくり、宣言文を発表し、いじめ問題に取り組むことを決意した。

こうした経緯を踏まえて、本校では、ここに定める基本的な方針をもとに、すべての生徒が毎日安心して学習やその他の活動ができるよう決意を新たにし、家庭、地域その他の関係者と連携しながら、具体的かつ実効的ないじめ問題への取り組みを計画・立案・評価・見直しをしていく。

（2）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。 （「いじめ防止対策推進法」平成２５年６月２８日公布より）

学校では、上記「いじめ防止対策推進法」第２条の定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認したりするなどして複数の教員で行う。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすることが必要だと考える。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と生徒の気持ちを結びつけることが重要であると考える。

いじめの行為の代表的なものは、からかいやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視などである。これらは行為だけ見れば、好ましくはないものの「ささいなこと」や日常的によくあるトラブルであると考えがちである。しかし、そうしたささいに見える行為を継続的に複数の者から繰り返され

たりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感がつのり、精神的に追い込まれていくことがあることは見逃せない。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、警察に通報する必要のある事案にエスカレートしていく危険性もあると考えられる。

いじめは大人の目の届かないところで行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけやよくあるトラブルと判断して見逃してしまったりすることがしばしばある。さらに、「いじめは簡単には解決されない」「解決が不十分だとよけにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている生徒もおり、自分からいじめを訴えないことも多い。

いじめを受けた生徒や周囲の生徒に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、目えにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢で、問題を見えるようにしていくことが大切であると考える。

（３）いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかったりする場合がある。

①生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動の中で、満足感や達成感を十分味わえていない。

②直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。

③心のふれあいの時間の減少、基本的な生活習慣の形成不足などにより、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対に許されない」といった規範意識が育ちにくい。

④生徒の情報端末機の所持率の増加に伴い、パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる事案が増加。ネット上のいじめへの対策が急務である。

2　いじめ対策の基本的考え方

（１）基本的考え

①すべての生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。

②いじめの背景にある日常的な人間関係の持ち方や、個々の生徒の集団に於ける存在あり方に注目し、生徒の生徒同士や教職員・保護者や地域の方との人間関係づくりを進めると共に、生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるように努める。

③生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前の早期発見・早期対応に努める。そのために、組織的な取組のあり方を築く。

④いじめが起きたときは、いじめを受けた生徒の心身の安全を第一に、生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、関係機関が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

いじめの多くは学校で発生するため、まず、学校が取り組むべき教育課題である。しかし、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせない。生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人が関わり、社会全体で生徒を見守っていくことがいじめ防止につながると考える。

（２）いじめ防止に対する組織的な取組

学校は、本「いじめ防止等のための基本的な方針」を基に、校長のリーダーシップのもと「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を中核に全職員が共通理解を図り、保護者の協力を得たり、学校の設置者や関係機関等と連携したりして、学校の実情に応じたいじめ防止等の取り組みを推進する。

①学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、いじめ防止等の取り組みに対する基本的な考え方、いじめ防止等の取り組みの具体的な内容、いじめ防止等の取り組みの年間計画等を「学校いじめ防止基本方針」（本方針）として定める。

「学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページで公開したり、保護者に配布したりするなどし、家庭や地域の理解を得ながら、いじめ防止等の取り組みを進める。

また、「学校いじめ防止基本方針」に定めたいじめ防止等の取り組みが、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うようにする。なお、学校のいじめ防止等の取り組みを円滑に進めるためには、策定や見直しにあたって、保護者や地域の方の参画を図ったり、生徒の意見を取り入れたりすることが有効と考え、そのための仕組み作りを行う。

②学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、複数の教職員、必要に応じて、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者や、その他の関係者により構成する「いじめ防止等のための組織」を中核に下記のようないじめ防止等の取り組みを実効的に行います。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図る。

ア　学校のいじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成。
イ　学校のいじめ防止基本方針のＰＤＣＡサイクルでの検証、必要に応じた見直し。
ウ　生徒、教職員、保護者等のいじめ相談・通報の窓口。
エ　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
オ　いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核。

（３）「いじめ防止対策委員会」の組織

令和７年度　いじめ対策委員会
委員長　：　校長
副委員長：　教頭
事務局長：　（生徒指導主事）
委　　員：　（本校第七代校長）
（学校評議員）
（学校評議員）
（養護教諭）
（学校職員・1 学年副主任）
（学校職員・2 学年副主任）
（学校職員・3 学年副主任）
（学校職員・適応支援 Co）
（学校職員・特別支援 Co）

・いじめ防止対策基本方針検討
・いじめ防止対策の評価
・いじめ問題への緊急対応

職員会議

学 年 会

い　じ　め　対　策　チーム

※必要に応じて以下の委員を招集する。
・スクールカウンセラー　・児童相談所　・教育委員会内担当者
・市子ども課担当職員　・他、必要な専門家等

3　防止のための具体的対策

学校では、次のような視点を大切にし、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、未然防止に力点を置いたいじめの起こりにくい学校づくりを進める。

①　生徒が充実感や自己有用感を感じられる授業をはじめとする教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
②　生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子はひとりもいない」ことの理解を促す。
③　生徒間のささいなトラブルは人間関係づくりをする機会ととらえ、生徒が自他を理解し、相手との関係を自らつくる力を育めるよう指導する。
④　生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

（１）　土壌としての学校・学級づくり

①　日々の授業づくり

ア　三観点（ねらい、めりはり、見とどけ）を大切にした「わかる授業」の展開と学習内容の確実な定着。

イ「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり

ウ　思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳の学習の工夫。

エ　学級集団の絆を深め、コミュニケーション能力の育成をめざして、「学び合い」を柱として、子ども同士の関わり合いのある学習活動を積極的に取り入れる。

② 関わりを大事にした学級活動の推進

ア 「わくわくタイム」を隔週水曜日の午後に設け、学級生徒が互いにふれあい絆を深める場として、また、担任と子どもたちが豊かなふれあいを築く場として位置づける。

イ 学級活動を、担任からの指導や連絡の場だけとせず、生徒たちの話し合いや生徒の発想による活動などに充て、より充実したものとしていく。

エ 自分の良さや他人の良さに注目できる指導内容を工夫していく。

オ コミュニケーション能力の育成、あいさつ、生徒同士や教職員による声掛け重視。

③ 子どもの理解を前面に出した明るい学校づくり

ア 教職員自ら挨拶を交わし、生徒への積極的な声がけにより、明るい雰囲気作りに努める。

イ 形としての規範を重視しながらも、規範の持つ意味や目的を明確にして指導に当たると共に、生徒自身が形を作れるような指導の工夫をする。

ウ 様々な問題の背景にある生徒の事情に共感的に対応し、心情について理解する姿勢を大事にする。

（2）生徒を主体としたいじめ防止活動

① 生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の工夫を行う。そのために、特に生徒会活動を大切にし、指示によって仕事を行う委員会活動から、生徒主体の創造的な活動とそれを生み出す過程を重視する。

② 「諏訪市中学生未来創造宣言」（平成 24 年 12 月 7 日）を継承し、具体的には生徒会校風委員会を中心に、自らいじめに立ち向かう意識を高める。

③ 体験活動を重視し、集団に於ける自己の役割と責任について自覚を深めると共に、集団としての達成感やみんなで取り組むことの満足感を得られるような教育課程の工夫を行う。

（3） いじめの早期発見

学校、家庭、地域の大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒を見守り、次のような点を大切にする。

① いじめは見えにくいことを認識し、ささいな兆候であっても「報告・連絡・相談」を大切に積極的に認知する。

② 学校は、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。

③ 相談しやすい環境をつくるために、教職員と生徒・保護者の信頼関係の構築をはかるとともに、生徒が相談することの大切さに気づけるようにする。

④ 学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

ア 行動観察、「こなし」等から情報収集に務める。

イ 生徒、保護者、教職員、地域、関係機関からの情報収集。学年会等での情報交換

ウ チェックシート、アンケート、アセスの活用

エ 毎日の 10 分間の生徒相談や、こなしタイムの活用

（４）校内の相談体制の充実

①　生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫や、校外相談窓口の周知。

②　相談室への職員の常駐、保健室での相談などいつでもだれにでも相談できる工夫。

③　スクールカウンセラーの積極的な活用。

④　生徒相談旬間設定によって、すべての生徒との計画的な相談を実施。

⑤　職員研修の充実

・教師自身が人権感覚を大切にした教育活動を展開

・いじめ防止等に係る教員のスキルアップを図る研修、子どもの理解等について保護者との合同研修の実施、発達障がい等に関する研修の充実

（５）学校と家庭、地域、関係機関・関係団体との連携

いじめ防止等の取り組みは、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関・関係団体と連携して様々な取り組みを工夫することが有効と考える。

①　保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間環境の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育むよう努力していただく。また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要と考える。

ア　日頃から子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努める。

イ　子どもとともに過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化に気付くよう努める。

ウ　基本的な生活習慣や、情報機器の使用のルールなど、家庭におけるルールづくりに努める。

エ　学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、ふだんから学校とコミュニケーションをとるように心がける。

②　地域におけるいじめ防止等の取り組みとの連携

ア　ＰＴＡ活動によるいじめ防止等の取り組みの推進。

イ　地域の人材の学校教育活動への参画。また、生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取り組みの学校教育計画への位置づけ。

ウ　公民館活動や青少年健全育成事業への生徒の積極的な参加。

エ　学校と児童センターが連携した生徒の状況把握。
　　地区懇談会での地域における生徒の状況の把握。

③　関係機関・関係団体との連携

ア　相談所や警察など関係機関、医療機関、地方法務局、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携。

イ　スクールサポーターの活用による防犯教室などの実施。

ウ　外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

4　いじめ事案発生の際の対処

学校でいじめがあることが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をすることを原則とする。そのため、学校ではいじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員の共通理解を図る。

また、学校の取り組みの充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには、保護者の理解と協力が欠かせない。さらに、事実によっては、心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要になる。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりをしておく。

（１）「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知

①　「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取り組み等の保護者や地域への発信。全校集会やＰＴＡの会合、地区懇談会での周知。

②　人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。

③　保護者や地域とともにいじめ防止等の取り組みを考え合う機会の設定。

（２）いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保した上で、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止等の対策のための組織」を中核とした組織的対応をする。

①　見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解。

②　支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定。

③　全体像の把握（事実確認）・・いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聞き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解。

④　いじめられた生徒、保護者への支援・・必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、生徒に寄り添い支える体制づくり等。

⑤　いじめた生徒への指導と保護者への助言・・事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に理解を示しながらも毅然とした指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかかわりの継続等。

⑥　いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解。

⑦　学校の設置者（教育委員会）への報告、保護者への連絡と連携した支援・指導

⑧　必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築。

（３）　いじめ問題対応マニュアル

いじめの発生　（現場の発見、通報等）

初動対応

報告　報告

第１発見者 → **生徒指導主事** → 校長（教頭）

指示

・関係職員による対応チーム結成。　関係機関への練絡

・対応方針、対策を決定。

対応チーム → 職員会議

・対応チームで役割分担し、関係生徒、関係者への聞き取り調査。
・同時に、別室で、二人以上同席。
・情報のくいちがいを照合し、調書を作成。職員間で情報共有する。
・聞き取り調査においては情報管理、プライバシー保護に注意する。

被害者対応

○被害者への謝罪の姿勢を示し親身の対応と心理的ケアを行う。
・被害者の安全を確保し、学校全体で守り抜くことを伝え、信頼を得られるよう努める。
・被害者に対して否定的な表現は絶対にしない。心情の理解に努め保護する。
・保護者へは家庭訪問し、いじめの発生について謝罪する。また現状を報告し、今後の対応を伝え協力を求める。

加害者対応

○いじめは人権侵害であり、許されない行為であることを指導する。
・事実関係を確認し、行為の重大さに気づかせる。その際、人格否定、非難、多人数の前での叱責など、人権侵害に当たる行為はしない。
・いじめの事実、指導したこと今後の対応について保護者に伝える。非難することはせず、生徒が自分の非に気付き成長できるよう支援していくことを伝え協力を要請する。
・いじめの具体に寄せて、謝罪させる。動機や背景を把握し、改善指導につなげる。

（４）　ネット掲示板等のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷・名誉棄損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。

①未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
②生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
③不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

（５）　重大事態への対応

いじめ防止対策推進法に規定する下記のような重大事態が発生した場合は、いじめられた生徒を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

一　いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
　○　生徒が自殺を企図した場合　　○身体に重大な障害を負った場合
　○　金品等に重大な被害を被った場合　　○精神性の疾患を発症した場合い
二　いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当する期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
　○　年間 30 日を一応の目安とするが、連続欠席等では日数にかかわらず重大事態の疑いとして迅速に対応する
※その他、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合。

①　学校の対応

学校は、重大事態が発生した場合、学校の設置者に速やかに事案発生を報告し、迅速かつ適正に組織的対応をする。そのため、各学校は『学校危機管理マニュアル作成の手引き』（長野県教育委員会　平成２４年１月）等を参考にし、学校危機管理マニュアルを整備する。

ア　事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を中核とし、対応チームを組織。
イ　関係生徒への事実確認と関係生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援、指導。
ウ　関係機関等（警察・医療・消防・教育委員会・ＰＴＡ等）への緊急連絡と支援の要請、連携体制構築。
エ　いじめられた生徒の安心・安全の確保
「あなたは悪くはない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備する。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアを継続する。
オ　いじめた生徒への指導
いじめを完全にやめさせるために、毅然とした対応をして自分の行為の責任を自覚させる指導をするとともに、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと指導を継続する。

② 学校の設置者又は学校の対応

ア 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会に報告。教育委員会は市長に報告。

イ 重大事態の調査

学校の設置者は調査の主体を判断し、学校の設置者又は学校の下に、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行う。

(a) 調査の主体の判断

今までの経緯や事案の特性、いじめられた児徒の保護者の訴えなどを踏まえ調査の主体を判断。学校の教育活動に支障が生じるおそれのある場合や、学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断したような場合は、学校の設置者が調査の主体となる。

(b) 調査組織

① 調査にあたっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性、中立性・客観性を確保。

② 学校が調査の主体となる場合は、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として、事態の性質に応じて専門家を加える。また、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

③ 県教育委員会では、公立学校又は市町村教育委員会における調査組織の設置について指導・助言するとともに、専門的知識及び経験を有する者の候補者について情報提供する。

ウ 調査結果の提供及び報告

(a) いじめを受けた児童生徒や保護者への情報提供

① 学校の設置者又は学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。そのため、いじめられた生徒及びその保護者との定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておくことが必要。

②関係者の個人情報に十分配慮。ただし、その保護を理由に説明を怠ることがないようにする。

(b) 調査結果の報告

学校の設置者又は学校は、調査結果について(2)ア「重大事態発生の報告」のように報告する。その際、いじめを受けた生徒相談旬間生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、調査結果に添える。

エ 調査結果を踏まえた措置

学校の設置者は、専門家の派遣による重点的な学校支援、教職員の配置等人的支援の強化、心理や福祉の専門家など外部人材の追加配置等を行い、積極的に学校を支援する。

オ 市長による対応

②ウ(b)「調査結果の報告」を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため、必要があると認めるときは、調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。再調査の主体は次の通りです。

ア　再調査

市長は、付属機関を設けて調査を行う等の方法で再調査を行う。

①　調査する機関の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性、中立性・客観性を確保。

②　前の経緯や事案の特性から、必要な場合、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、(2)イの調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することもある。

③　調査の主体は、いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等調査結果を説明する。

イ　再調査の結果を踏まえた措置等

①　公立学校について再調査を行ったときは、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、地方公共団体の長は、その結果を議会に適切に報告。

②　地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

③　「必要な措置」としては、首長部局においては、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

5　いじめ問題収束後の対処

（1）継続的な生徒支援

①　被害生徒への対応

・スクールカウンセラー等による心理的なケアを行い、人間関係の修復を行う。

・解決したと安易に判断せず、経過を見守り、担任による声掛けをはじめ、被害者がいつでも相談できる体制を確保する。

・経過報告や家庭での状況の確認等、保護者への連絡を密に行う。

②加害生徒への対応

・加害者が反省し、自らの力で解決する方法を考え、行動できるよう支援する。

・いじめが犯罪行為と認められる場合は、警察、関係機関と連携し対応する。

・保護者と定期的に連絡をとり、状況を報告したり家庭での様子を聞いたりして再発防止につなげる。

③観衆・傍観者的生徒への対応

・はやし立てたり傍観したりすることは、いじめと同様許されない行為であることを認識させる。

・はやし立てる行為は、いじめへの加担であると認識させる。

・傍観者には、いじめは他人事ではなく、自分の問題であることを理解させる。

（2）　対応の評価と計画の見直し

一連の事案が収束した段階で、校長の判断で「いじめ対策委員会」を開催し、次の案件について審議し、今後の計画の見直しを図る。

①　被害生徒の安全の確保

② 加害側生徒との適切な処遇
③ 当該事案の背景
④ 教職員、学校、教育委員会等他の機関の対応の評価
⑤ いじめ防止対策計画の見直し